

第17回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月29日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

3. 出席委員

農業委員(15名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	7番	清水 輝男	9番	丸山 光浩	10番 高橋 敏明
	11番	生井 一広	12番	渡邊 春男	13番 内田 芳昭
	14番	丸山 嘉之	15番	竹内 則孝	16番 竹田 賢一
	17番	宮尾 俊一			

4. 欠席委員(2名)

5番 山下 利秋 8番 霜鳥 勝範

5. 提出議題

報告第 8号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 9号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
報告第10号	農地転用事実確認証明等報告について
議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第20号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第21号	農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について
議案第22号	農用地利用集積計画について

5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

6. 会議の概要

事務局長

お疲れ様です。

総会に先立ち、議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、追加案件がありましたので、本日、議案を差し替えさせていただきました。

追加案件の議案第19号の2番につきましては、申請受付締切日の7月11日までに提出がありましたが、内容を審査したところ、必要な資料が不足していたため、提出を求めておりました。

資料提出が7月25日となったことから、追加議案とさせていただきますので、ご了承ください。

次に、本日の出席委員を報告します。出席委員は、15名です。

それでは、安原会長をお願いします。

会 長

皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

今年の稲の生育ですが、良いかなと感じております。自分の会社の状況ですと4日くらい早い状況かと思えます。そうしますと来月下旬には稲刈りが始まる状況であり、皆様も忙しい時期を迎えることと思えます。

新型コロナウイルスですが、全国でも拡大しており、当市も同様の状況です。計画していた事業も変更や支障が出るなど影響が出ております。

本日は、総会後に合同パトロールも控えております。あいさつは手短かにしたいと思います。

早速始めさせていただきます。

それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第17回妙高市農業委員会総会を開会します。

最初に議事録署名委員を指名します。

1番の尾崎 香委員、3番の関原 正晴委員、よろしくをお願いします。

本日の議題については、報告事項が3件、議案が5件です。

公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。

まず、報告事項ですが、

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について

報告第10号 農地転用事実確認証明等報告について

以上、事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。

事務局

報告事項について説明します。

1ページ、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。

6月に届出がありました合意解約は、7件です。

解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、主なものとして、他の人へ賃貸借となっております。

2番から5番につきましては、6月総会にて利用権設定の議決をいただきました件です。

また、1番、6番、7番につきましては、それぞれ、自作・不耕作となったものです。

次に、3ページ、報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

6月の届け出は、相続件数は11件、新たなあっせん希望はありませんでした。

事務局

次に4ページ、報告第10号 農地転用事実確認証明等報告について、です。

6月につきましては、農地転用事実確認が2件、農地の転用事実に関する法務局からの照会が4件、農地等の現況に係る裁判所からの照会が1件です。

内容についてですが、過去に5条の転用許可を受け、住宅や物置、倉庫を整備しましたが、地目変更の手続きがなされていなかったものが5件、残りの1件は許可の確認はとれませんが、農地台帳からも除外されており、今後も農地としての利用が見込まれないことから非農地と判断したものです。

以上、説明しました案件について、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

裁判所からの照会につきましては、担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認し、農地であることを確認しました。

以上、報告案件について説明させていただきました。

よろしく願います。

議長

事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思っております。

次に、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、3件です。

1番について、申請地は大字上堀之内地内、登記地目は畑が2筆で登記地積合計279㎡であります。

位置図は、資料No.1及びNo.3 15ページをご覧ください。

申請地は、先月の第16回総会で、空き家に付随する農地として区域の設定議決をいただいた農地であります。

その区域の設定を受けて、空き家の購入者から、設定した農地を譲り受けるべく、許可申請が提出されたものです。

譲受人は、妙高市内で、はじめて申請地を購入し耕作していきたいという、新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、会長職務代理と担当農業委員、担当推進委員、農林課担当者、事務局員で聞き取り調査を実施したところです。

申請に至った経緯は、申請者の子ども達が地元の小規模特認校への転校を希望したことから、学校周辺の物件を探していたところ、今回の物件を取得し、隣接する農地を取得するべく今回の申請に至り、8月上旬に転入して住み始めるとのことです。

子ども達2人は、既に4月から上越市に住所を置きながら、教育委員会の手続きをとって、地元小中学校に、それぞれ送り迎えをしながら通学しています。

今後、県外在住の申請者の両親も同居する予定とのことです。

申請者は、農作業の経験はありませんが、子ども達も土と触れ合うことを楽しみにしているし、申請者の母親は農業経験があるとのことで、同居後には家族で楽しみながら農作業をしていきたい意向を確認しました。

事務局

農機具等については、鋤で耕運ができる規模であることから、耕運機等の農機具の購入は考えていないとのことですが、既に子どもの友達の親からは、必要な農機具は貸してもらえ関係にあるとのことでした。

以上のような聞き取り内容から、家族で力を合わせて楽しみながら農作業をしていきたい、前向きな意向が確認でき、既に子ども達を通じて近隣住民から支援を得られるような状況を確認したことから、担当委員が耕作状況等を継続して見守りながら、適切な耕作管理の実践に取り組んでいただくことで、出席委員では新規就農者として7月総会に議案を上程することで全員同意されたものです。

申請地は、市外在住で申請地を耕作管理できない譲渡人と、空き家となった住宅及び宅地を、譲受人が購入し、併せて申請地も譲り受けて耕作するために、合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

2番について、申請地は大字飛田新田地内、登記地目：田が1筆で27㎡、登記地目：畑が1筆で36㎡、田畑2筆で登記地積合計63㎡であります。

登記地目は田と畑ですが、両方とも畑として管理されている農地です。

位置図は、資料No.1及びNo.4 16ページをご覧ください。

申請地は、市外在住で耕作管理が困難なことから、隣接地を所有し管理している譲受人に相談したところ、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。

3番について、申請地は月岡2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積207㎡であります。

登記地目は田ですが、畑として管理されている農地です。

位置図は、資料No.1及びNo.5 17ページをご覧ください。

申請地は、現在、譲渡人と譲受人で利用権設定されている農地で、譲受人としては自宅の隣接地で利便性が良いことから、譲渡人と協議し、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。なお、2番につきましては担当委員が欠席のため、ただ今の事務局の説明のみとします。

委員

1番について説明します。7月12日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員

3番について説明します。7月15日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

それでは、議案第18号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員 1番についてです。空き家に付随する農地の購入ですので、購入者が今後の管理を行うことと思いますが、空き家に付随する農地だけでなく、荒れていく農地は今後増えていくものと思います。今後はどういった対応となるのでしょうか。

事務局 今回の案件は購入者がおりますので大丈夫かと思えます。今後の対応につきましては、引き続き地元の委員の皆さんの協力を得ながら、次の耕作者を見つけるようつなげていきたいと思えます。

議長 他にありませんか。無いようでありますので、これより、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、許可することに決定しました。

次に、議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請については、本日お配りした議案の7ページをご覧ください。
今月の許可申請は、2件です。

1番について、申請地は、美守1丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積77㎡です。
位置図は、資料No.6 18ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。

ただし、本案件は、追認案件であります。

申請者は、申請地の一部を屋外駐車場としてコンクリート舗装したいことから、申請地について、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、以前に整備した農業用車庫と屋外駐車場についての手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受けて、農業用車庫と屋外駐車場の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件の追認部分については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

新設する屋外駐車場についても、第3種農地での整備であり、関係書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

2番です。申請地は、大字杉野沢地内、登記地目畑が1筆、登記地積561㎡のうちの503.90㎡です。

- 事務局 位置図は、本日お配りした資料№.1 1 2 3ページをご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。
ただし、本案件は、追認案件であります。
申請者は、このたび所有地である申請地を売却することとなり、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用許可の手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。
それを受け、物置や駐車場等の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。
(始末書)
本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有地でのやむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。
以上、2件ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 委員 1番について説明します。7月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 委員 2番について説明します。7月17日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 それでは、議案第19号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 委員 今月の案件2件ともに始末書付きでの上程となっております。農地法への理解が不足しているのかなと思います。PRに力を入れて欲しいと思います。
- 委員 1番についてですが、申請者は昨年度も始末書の提出があったと思います。続いての事態となりますが、前回の申請時に今回の案件を合わせて申請することに気づかなかったのでしょうか。
- 事務局 昨年度の案件は、他人から譲り受けるものであり、今回の案件につきましては、自身の農地に関するものであり、そういったことでの認識の違いがあったのではないかと推察しています。
いずれも適切ではありませんが、誤った認識によるものかと思います。
先ほども農地法の理解不足について、意見をいただきましたが、7月には農業委員会だよりを発行したところですが、これまでも市ホームページにも掲載するなど、周知に努めています。引き続き啓発に努めていきたいと思っております。
- 議長 他にありませんか。無いようでありますので、これより、議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を採決します。
お諮りします。

議 長 本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号については、許可することに決定しました。

次に、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、8ページをご覧ください。

今月の許可申請は6件です。

1番について、申請地は、大字関山地内、登記地目、畑が1筆、登記地積759㎡です。
ただし、事業全体では、隣接宅地349.12㎡との一体整備で、全体で1,108.12㎡の整備となります。

位置図は、資料No.2及びNo.7 19ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、自営業を営んでおり、申請地を売買により購入し、事務所兼用住宅1棟とカーポート1棟と事務所営業に関わる駐車場の建築整備を希望しています。

2番です、申請地は、大字関山地内、登記地目は畑が1筆、登記地積49㎡です。

位置図は、資料No.2及びNo.7 19ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により購入し、駐車場の整備を希望しています。

3番について、申請地は、高柳1丁目地内、登記地目：田が6筆、登記地積860㎡です。

ただし、事業全体では、隣接地126㎡との一体整備で、全体で986㎡の整備となります。

位置図は、資料No.8 20ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法第1種中高層住居専用地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、3区画の宅地の造成整備を希望しています。

4番について、申請地は、大字飛田新田地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計317㎡です。

ただし、事業全体では、隣接宅地350.44㎡との一体整備で、全体で667.44㎡の整備となります。

位置図は、資料No.1及びNo.4 16ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された

事務局 農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟とカーポート1棟の建築整備を希望しています。

5番について、申請地は、大字乙吉地内、登記地目：畑が2筆、登記地積合計151m²です。

ただし、事業全体では、隣接宅地401.83m²との一体整備で、全体で552.83m²の整備となります。

位置図は、資料No.1及びNo.9 21ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われます。

譲受人は、申請地を売買により購入し、一般住宅1棟とカーポート1棟の建築整備を希望しています。

6番について、申請地は、月岡2丁目地内、登記地目：田が1筆、登記地積114m²です。

位置図は、資料No.5 17ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。

ただし、本案件は、追認案件であります。

譲受人は、申請地を以前から譲渡人の許可を得て駐車場としており、正式に譲り受けたことから、申請地を調査したところ、登記状況等の調査をしたところ、農地のままであり、転用手続きを取っていないことが判明したことから、今回の申請に至り、事務局から申請人に指導したものであります。

それを受けて、駐車場の整備に関し、申請人から始末書の提出がありました。

(始末書)

本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。4番と5番につきましては担当委員が欠席のため、ただ今の事務局の説明のみとします。

委員 1番と2番について説明します。7月20日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員 3番と6番について説明します。7月15日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 それでは、議案第20号の質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決
します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第21号農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について、
を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第21号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定については
10ページをご覧ください。
今月の設定申請は、1件です

本案は、空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規程に基づいて、
区域の設定申請書が農地所有者から提出されたものです。

現在の妙高市の、農地法施行規則第17条第2項の規定での、農地取得に必要な農地の
下限面積の別段の面積を10a、1000㎡としているところを、空き家に付随する農地
に限定して1㎡として取扱うものとして、1筆ごとに限定的に区域の設定をするものであ
ります。

設定する区域は、

1番については、大字青田地内、登記地目：田が1筆132㎡、畑が1筆95㎡、田畑
合計2筆で227㎡です。

ただし、現況は2筆ともに畑として管理されています。

位置図は、資料No.10 22ページをご覧ください。

位置図のとおり、空き家敷地の隣接・周囲に位置し、空き家に付随する農地としての要
件を備えていること、支障となるような権利・契約等の設定もないことを、担当委員と確
認し、区域の設定は「可」として、11ページから12ページの現地調査書及び現地確認
書のとおり会長に報告したものであります。

以上のことから、区域の設定申請のありました2筆の農地については、区域設定して特
段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

担当委員が欠席のため、事務局の説明のみとします。

議 長 それでは、議案第21号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

 無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第21号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について、を採決します。

 お諮りします。

 本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

 【「異議なし」の声あり】

 ご異議なしと認めます。

 よって、議案第21号については、区域を設定することに決定しました。

議 長 次に議案第22号 農用地利用集積計画について、を上程します。議案第22号のうち、11番と12番は農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件です。最初に、11番と12番を除く1番から10番までの10件を上程します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページ、議案第22号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。今月は、再設定11件、所有権移転1件の合計12件です。はじめに1番から10番につきましては、再設定です。契約内容は、賃貸借となっておりますが、6番のみ使用貸借です。再設定ですので、特に問題はないと思われま。

 市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第22号のうち、1番から10番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

 無いようですので、これにて質疑を終わります。

 これより、議案第22号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から10番を採決します。

 お諮りします。

 本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

 【「異議なし」の声あり】

 ご異議なしと認めます。よって、議案第22号のうち1番から10番は、市長に要請することに決定しました。

 続きまして、同じく議案第22号 農用地利用集積計画について、のうち11番を上程します。

 11番は、委員に関する案件ですので、委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

<委員 退席>

議 長 議案第22号 農用地利用集積計画について、のうち11番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをご覧ください。11番につきましては、再設定です。契約内容は、使用貸借となっております。再設定ですので、特に問題はないと思われま

事務局 以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願

議 長 それでは、議案第22号のうち、11番に関する質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第22号 農用地利用集積計画についてのうち、11番を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって、議案第22号のうち11番は、市長に要請することに決定しました。

それでは委員の退席を解除します。

<委員 復席>

続きまして、同じく議案第22号 農用地利用集積計画について、のうち12番を上程します。

12番は、委員に関する案件ですので、委員は、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席してください。

<委員 退席>

議案第22号 農用地利用集積計画について、のうち12番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 同じく25ページ12番につきましては、所有権移転です。所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人は認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願

議 長 それでは、議案第22号のうち、12番に関する質疑を行います。
皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて質疑を終わります。
これより、議案第22号 農用地利用集積計画についてのうち、12番を採決します。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第22号のうち12番は、市長に要請すること
に決定しました。
それでは委員の退席を解除します。

＜委員 復席＞

議 長 議案の審議は、全て終了しましたが、先月の総会で、水上地内の農用地利用集積計画の
審議において、譲受人のほ場管理の状況を事務局で確認することとなっておりますので、
確認結果を報告してください。

事務局 確認した内容について報告させていただきます。
はじめに農地の状況についてですが、
・妙高市内の所有農地には、作業委託する法人の地域担当者として6人配置している
こと。
・地域担当者は、水管理、江たて、畦畔や圃場内の除草、病害虫防除等の日常的な管理
作業を担っていて、作業の繁閑に応じて上越市の地域担当者と融通しあって実施して
いるとのこと。
・田植え、稲刈りは、交流の場としての側面もあることから、委託先の家族なども含め
対応しているとのこと。

上越市での営農状況についても確認しましたので合わせて報告します。

・上越市農業委員会事務局に確認したところ、耕作状況に関わる苦情等は全く聞いたこ
とがないとのことでした。

その他の聞き取り内容について報告します。

・今後の妙高市内での規模拡大については、現時点では考えていないとのこと、これ
までのような個人からの小規模な農地取得依頼については、どうしても断れない相談
以外は、受け付けない方針とのこと。
・利用権設定でのやりとりや農地の交換による農地の集約化には、作業効率が良くなる
ことから対応する意向があるとのこと。

以上が、上越市の法人についての報告です。

事務局

続きまして、農用地利用集積計画について、の議案において「構成員数」、「農業従事者数」についてもこれまでにご意見をいただいております、事務局で整理しましたので合わせて報告させていただきます。

法人につきましては、

- ・構成員数は、議決権の数。
- ・農業従事者数は、農地所有適格法人の報告書における農業従事者数。

個人につきましては、

- ・世帯員数は、これまでどおり家族の人数。
- ・農業従事者数は、家族の中で実際に農業に従事する方の人数。

上越市の法人の代表につきましては、

- ・作業受委託として1法人。

以上の内容で、今後は記載させていただくこととします。

議長

事務局の説明に対しまして、皆様から質問等がありましたらお願いします。

無いようですので、これにて第17回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。
以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年8月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印